

公 告

次のとおり条件付一般競争入札の募集を行います。

令和 8 年 8 月 18 日

収支等命令者

佐賀県県民環境部県民協働課長 大野 純子

1 業務内容

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和8年度「佐賀県さがすたいる教材」作成業務 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県県民環境部県民協働課 他 |

2 参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 国・地方自治体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した実績を有しこれらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 手続等に関する事項

担当課 佐賀県県民環境部県民協働課さがすたいる担当
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1 丁目 1-59
電話 0952-25-7068
電子メールアドレス kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp

4 仕様書等への質問期限

仕様書等への質問がある場合は、仕様書等に対する質問書（様式第 1 号）に記入のうえ、令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 5 時までに、3の電子メールアドレスにより提出すること。

5 参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、令和 8 年 9 月 1 日（火）午後 5 時までに、上記担当課に持参又は郵送すること。

（1）入札参加資格確認申請書及び関係資料

ア 入札参加資格確認申請書（様式第 2 号）

イ 営業概要書（様式第 3 号）

ウ 同種業務の履行実績調書（様式第 4 号）

（2）参加資格の確認結果は、令和 8 年 9 月 4 日（金）までに通知する。

（3）郵送の場合は、令和 8 年 9 月 1 日（火）午後 5 時必着とする。なお、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 入札書の提出場所等

（1）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

3 の担当課に同じ

(2) 入札関係書類の交付方法

公告の日から同年 9 月 1 日(火)までの日(佐賀県の休日に関する条例(平成元年佐賀県条例第 29 号)第 1 条に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間、上記(1)において交付する。また、佐賀県のホームページからも入手できる。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 9 月 8 日(火)午前 10 時から

イ 場所 佐賀県庁旧館 1 階/県民環境部部内会議室(佐賀市城内 1 丁目 1-59)

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札又は郵便による入札

注) 入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和 8 年 9 月 7 日(月)午後 5 時までに 3 の担当課に必着とする。到着期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しない。また、封筒に「令和 8 年度「佐賀県さがすたいる教材」作成業務入札書在中」と朱書きすること。

(5) 開札に関する事項

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 代理人が入札を行う場合は、委任状(様式第 5 号)を提出すること。

ウ この場合において、入札者又は代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除(佐賀県財務規則第 103 条第 3 項第 3 号の規定による)

イ 契約保証金

免除(佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 4 号の規定による)

(2) 入札書について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行なった者
- ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることはできない。

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) 再度の入札

- ア 開札をした場合において、(6)の規定による落札者がいない場合は、開札後直ちに再度の入札(以下「再入札」という。)を行う。
- イ 再入札の執行回数は、2回(1回目の入札を含め3回)を限度とする。
- ウ 再入札においても落札者がいない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

(8) その他の事項

- ア 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- イ 談合情報どおりの開札結果になった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告し、入札を行うものとする。

る。

ウ 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、佐賀県財務規則の定めるところによる。

エ この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書（電磁的記録による文書・資料を含む）について、本件の入札手続以外の目的に供してはならない。

8 問い合わせ先

佐賀県県民環境部県民協働課さがすたいる担当 電話 0952-25-7068